

外郭団体関係課長連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 外郭団体の健全な運営に関わる情報共有及び意見交換をするため、庁内に外郭団体関係課長連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(議長及び副議長)

第3条 連絡会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は総務部総務課長をもって充て、副議長は、財務部財務課長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、議長が招集する。

2 連絡会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、総務部総務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の同意を得て議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 外郭団体活性化調整会議設置要綱（平成11年7月23日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

総務部総務課長	同人事課長	財務部財務課長	同財務管理課長
文化スポーツ観光部文化振興課長	同観光課長		
民生局福祉こども部福祉総務課長	経済部経済企画課長		
教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長			